

第36条【拷問及び残虐刑の禁止】

死刑制度

【訴訟】1948年、死刑は残虐な刑罰かとその合憲性が問われた裁判で、最高裁判所は「生命は尊貴である。一人の生命は、全地球より重い。死刑は、まさにあらゆる刑罰のうちで最も冷厳な刑罰であり、またまことにやむを得ざるに出ざる窮極の刑罰である。それは言うまでもなく、尊厳な人間存在の根元である生命そのものを永久に奪い去るものだからである」が、「一般に直ちに残虐な刑罰に該当するとは考えられない」と述べた。

【判決】最高裁判所は、公共の福祉の観点から、国民の権利の制限もありえること、生命や自由は法律の定める手続きによってうばうこともできることを理由として、いまの段階では憲法36条が禁止する「残虐な刑罰」ではないとしている。